

## 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 5 月 30 日現在

機関番号：32508

研究種目：基盤研究 (B)

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：20402047

研究課題名 (和文) フランスと日本の新しい障害者政策に関する比較研究

研究課題名 (英文) "comparative study about the new policies for disabled persons of France and Japan"

研究代表者

大曾根 寛 (OHSONE HIROSHI)

放送大学・教養学部・教授

研究者番号：40203781

研究成果の概要 (和文)：本研究は、当初、フランスと日本の新しい障害者政策の構造と施行実態に関する比較研究を構想していたが、両国の政策の全体系の比較検討を報告書として印刷するには到らなかった。最終年度の2010年度末に発行した報告書では、焦点を精神障害という領域に絞り、さらに職業支援に関することがらに限定した。それゆえ、最終報告書のタイトルは「フランスと日本における新しい障害者政策に関する比較研究—精神障害者への職業支援を中心に—」としてある。また、2009年度末に、中間報告書として発行した「フランスの新しい障害者政策の紹介」では、制度・政策の詳細を示している。あわせて参考にしていただければ幸いである。

研究成果の概要 (英文)：At first, I had thought the comparative study plan about the structure and the actual situation of new policies for disabled persons in France and Japan. But I did not lead to print the report for the comparative study about all systems of the two countries. I focused the domain of "the occupational support for the mental disorders of two states" in the final report in March of 2011. In addition, I wrote an intermediate report which was named "the introduction of new policy for disabled persons in France" in March of 2010. Please refer to it.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2009年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	4,100,000	1,230,000	5,330,000

研究分野：社会科学 A

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：フランス2005年法、障害者自立支援法、障害者基本法、比較研究

## 1. 研究開始当初の背景

(1) フランスでは、2005年2月、障害のある人々のための新たな法律が公布された(2005年2月12日付のフランス共和国官報で公表された2005年2月11付けの法律。これは、「障害のある人々の権利と機会の平等、参加および市民権のための法律」法律第2005-102号として制定された(Loi pour l'egalite des droits et des chances, la participation et la citoyennete des personnes handicapees、以下、2005年法と略称することがある)。フランスにおける障害者政策の基礎を築いた1975年の「障害者基本法」(1975年6月30日付の「障害者基本法」法律第75-534号として制定されたものである。以下、1975年法と略称することがある)以来、フランスは障害のある人々に向けての特別な政策を展開してきた。2005年法は、この基本法に取って代わる、新たな枠組みを設定したのである。

(2) これに対して、日本では、1970年に「心身障害者対策基本法」が制定され、1993年には「障害者基本法」となり、また2000年には「社会福祉基礎構造改革」が行われ(社会福祉関係8法の改正)、2005年に、「障害者自立支援法」が制定された。日本における、この2005年「障害者自立支援法」は、一定の成果を残したものの、他方で、多くの問題点が指摘されており、2011年現在、障害者総合福祉法(仮称)への転換が検討されている。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究では、この両法律(フランスに2005年法と日本の2005年法)の理念を明らかにするとともに、その内容を分析し、施行実態をも把握しつつ、フランスと日本との比較をすることを目的とする。

(2) フランスにおける障害者のための法制は、それまでの諸政策を整理し、また新たな制度を創設するために、1975年6月30日の障害者基本法として定められた。基本法は、障害者の基本的な権利を確認し、障害者の社会的統合へ向けて制度を合理化することをねらいとしていた。2005年法は、その後の30年の経過を踏まえ、政策をより前進させようとするものである。とりわけ、相談判定機関を統一し、所得保障のあり方、サービス給付の体系の整理、雇用の促進、建造物のバリアフリー化などを推し進めようとするものである。これらの議論の方向性は、日本と軌を一にしていた。

一方、日本では、1970年に制定された「心

身障害者対策基本法」が、1993年には「障害者基本法」となり、また2000年には「社会福祉基礎構造改革」が行なわれた。しかし、フランスにおける動向と日本の実状が、本当に一致して同時に歩を進めてきたのかどうか、必ずしも明らかではなかった。

そこで、本研究は、制度の構造的な変化の比較をするばかりでなく、実践や実態についての日仏比較を試みようとするものであった。

## 3. 研究の方法

2008年度スタートに向けた科学研究費補助金の申請時(2007年)に考えていた研究計画は、以下に示すとおりである。

### ①フランスにおける現地調査

2008年度に1回、2009年度に1回、2010年度に1回

### ②日本における現地調査

2008年度に数回、2009年度に数回、2010年度に数回

結果として、フランス現地調査は、2008年度、2009年度、2010年度、各年1回の訪問を実施することができ、多くの成果をいただいていた。

具体的な日程は、2008年度に1回目(10月22日—10月31日、パリ)、2009年度に2回目(7月18日—7月29日、パリ)、2010年度に3回目(9月9日—9月23日、パリ)である。また、日本における現地調査も、2008年度、愛知県に数カ所、2009年度、福岡県等に数カ所、2010年度、大阪府等に数カ所の訪問調査を行うことができた。

幸い、今回の補助金による研究のプロセスで、膨大な資料を収集することができ、フランスおよび日本における沢山の研究協力者(研究者だけでなく、実務家や行政関係者も含めて)と知り合うことができた。それらは、大曽根研究室における今後の研究ネットワークの基礎となるであろう。

## 4. 研究成果

(1) 研究成果を報告書として発行したものは、下記の2点である。

### ①2010年度 研究報告書

「フランスと日本の新しい障害者政策に関する比較研究—精神障害者への職業支援を中心に—」(2011年3月発行)

この報告書は、放送大学大曽根研究室が、日本学術振興会から受けた科学研究費補助金による「フランスと日本の新しい障害者政策に関する比較研究」(2008年度—2010年度、

基盤研究 (B) 課題番号 20402047) の成果を 2010 年度末の時点で、取りまとめたものである。

当初の構想は、フランスと日本の新しい障害者政策の構造と施行実態に関する比較研究を考えていたが、残念ながら能力の関係もあり、両国の政策の全体系の比較検討を報告書として印刷するには到らなかった。

やむなく、この最終報告書では、障害を精神障害という領域に絞り、さらに職業支援に関することがらに限定した。それゆえ、報告書に副題を付け、「フランスと日本の新しい障害者政策に関する比較研究—精神障害者への職業支援を中心に—」としてあるが、この報告書の概要は下記の通りである。

## 第 1 章 研究報告書の作成にあたって

### 第 1 節 研究計画の概要

### 第 2 節 精神障害者への職業支援

## 第 2 章 フランスの雇用支援システム

### 第 1 節 雇用支援システムの概要

### 第 2 節 精神障害者の雇用支援をおこなう 'Club Arihm'

### 第 3 節 MDPH77 (セヌ＝エ＝マルヌ県)

## 第 3 章 フランスの新しい障害者政策

### 第 1 節 Agefiph

### 第 2 節 保護雇用の場 ESAT et L' Elan

## 第 4 章 フランスにおける障害者権利条約の署名・批准と日本法への示唆

### 第 1 節 はじめに

### 第 2 節 条約・フランス法から見た第 1 次意見書・第 2 次意見書

### 第 3 節 今後に向けた課題

幸い、今回の補助金による研究のプロセスで、膨大な資料を収集することができ、またフランスにおける沢山の研究協力者（研究者だけでなく、実務家や行政関係者も含めて）と知り合うことができた。この研究によって得た果実は、必ず大曾根研究室における将来の日仏比較研究に活かされることとなるし、両国の交流の石杖ともなるであろう。また、本研究に関わっていただいた日本側の協力者、障害者職業総合センターの杉田史子研究員には、資料の検索と読み込み、大曾根が実施した現地でのヒアリングの原稿化など一方ならぬ援助をいただいた。ここに付記しておきたい。

## ②2009 年度 研究報告書

「フランスの新しい障害者政策の紹介」  
(2010 年 3 月発行)

この報告書は、2009 年度末に、本研究の中間報告書として発行したものであり、フランスの制度・政策の詳細を示している。

2009 年度は、本研究の 2 年目であったのだが、

フランスと日本との比較研究を目的とする報告書の作成は、先送りし、2 年間に集めた資料と現地でのヒアリングをもとに、フランスの 2005 年法を紹介するための中間報告書を刊行することとした。

このような趣旨で、このレポートでは、フランスの制度を政府の文書にしたがって忠実に日本語で再現する作業をすることとした。このような作業を通じて、いずれは本格的な比較研究が可能となるからである。

このため、この中間報告は、フランス政府が発行した Guide des personnes handicapées [障害者ガイドブック] (2008 年版、フランス印刷局、ISBN 978-2-11-006732-6 ) をもとに、フランスの新しい障害者政策のありのままを紹介したものであり、その内容は、次のような構成になっている。

## 第 1 章 新しい障害法 (2005 年法) の概要と障害の認定

### 第 1 節 新しい障害法 (2005 年法)

### 第 2 節 障害に関する手帳

### 第 3 節 関係機関

## 第 2 章 障害のある子ども・若者への支援

### 第 1 節 就学前の障害児

### 第 2 節 学校教育

### 第 3 節 教育期における支援

## 第 3 章 職業生活支援

### 第 1 節 障害と雇用

### 第 2 節 障害者の職業訓練

## 第 4 章 住生活支援

### 第 1 節 短期のサービス

### 第 2 節 生活ホーム、職業ホーム

### 第 3 節 障害者労働者通勤寮

### 第 4 節 医療受入れホーム

### 第 5 節 障害者特別受入れ施設

### 第 6 節 在宅成人・高齢障害者の受入れ

## 第 5 章 所得保障

### 第 1 節 成人障害者に関する社会的給付

### 第 2 節 障害児に関する社会的給付

### 第 3 節 障害補償給付

なお、本報告書で紹介する情報はフランス印刷局によって作成された政府の合同サイト [www.service-public.fr](http://www.service-public.fr) により、フランス政府機関 HP をも典拠として、レポート執筆時点において可能な限りで、最新の情報に置き換えた。

## (2) 本研究の到達点と課題

本研究は、2008 年 4 月に開始したのであるが、2009 年の日本における政権交替後、2010 年 1 月にスタートした「障がい者制度改革推進会議」が、6 月に取りまとめた「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」(第 1 次意見書)、および 12 月に取りまとめた「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」(第

2次意見書)が出された。

本研究の最終報告書(2011年3月)では、これらを、2006年12月に国連総会で採択された「障害者権利条約」とフランス2005年法の視点からとらえ直し、今後の日本の課題を抽象的に示すことができたにとどまる。今後は、この条約に示されている人権の視点を強化するという考え方と、フランスにおいて、この条約の策定過程と連動して生み出された2005年法とに照らし合わせながら、より精密な日本法との比較検討が必要となる。なぜなら、2006年の権利条約を、2007年3月に署名し(条約本文だけでなく、選択議定書にも署名)、その後、2010年2月に批准したフランスと、2007年9月に署名したものの、批准に到っていない日本との比較を継続することについては、大きな意味があるものと思われる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

- ① 大曾根 寛、水戸川 真子「精神保健福祉法上の強制入院における精神障害者の権利擁護」、放送大学研究年報 28号、1頁-19頁、査読無し、2011年3月発行、(放送大学)
- ② 大曾根 寛「成年後見制度における市町村の役割-社会保障法の視点から-」実践成年後見 35号、74頁-85頁、査読無し、2010年10月発行、(民事法研究会)
- ③ 大曾根 寛「障害者権利条約と制度改革推進の基本的な方向」ノーマライゼーション 30巻第9号、18頁-19頁、査読無し、2010年9月発行、(日本障害者リハビリテーション協会)
- ④ 大曾根 寛「生活支援と職業支援」、日本社会保障法学会編『社会保障法』25号、第55回大会シンポジウム報告『障害者自立支援をめぐる法的課題-障害者権利条約を契機として-』、35頁-48頁、査読無し、2010年5月発行、(法律文化社)

[学会発表](計2件)

- ① 日本司法福祉学会第11回全国大会 第5分科会コーディネータ「法人後見の現状と課題~愛知・岐阜・三重での実践をふまえて~」大曾根 寛、2010年8月8日(名古屋芸術大学)
- ② 日本社会保障法学会 第55回大会シンポジウム『障害者自立支援をめぐる法的課題-障害者権利条約を契機として-』「生活支援と職業支援」大曾根 寛(単独報告)、2009年5月16日(神戸学院大学)

[図書](計8件)

- ① 大曾根 寛編著『現代の福祉政策-担い手の役割と責任』、第1章「社会福祉の構造と担い手」9頁-24頁、第3章「国家の変容と担い手の多様性」、43頁-62頁、第14章「社会福祉におけるトラブルと責任」、第15章「専門家と市民の成長」221頁-255頁、放送大学、教育振興会(2010年)
- ② 茂木俊彦編集代表『特別支援教育大事典』総ページ1043頁、大曾根 寛担当「公共職業安定所」「労働政策審議会障害者雇用分科会」「障害者就業・生活支援センター」「障害者雇用推進者」「職業カウンセラー」「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」「職業リハビリテーション」「職業相談員」「障害者職業センター」「障害者職業相談員」「フランスの障害児者福祉」以上11項目、旬報社(2010年2月)
- ③ 大曾根 寛(共著)『障害者の福祉サービスの利用の仕組みに係る国際比較に関する調査研究事業 報告書』第2章4節「フランス」123-170頁、財団法人 日本障害者リハビリテーション協会、(2009年3月)
- ④ 河野正輝編著『障がいと共に暮らす-自立と社会連帯』、大曾根 寛担当、第1章「現代社会における障害」、9-25頁、第6章「就労の保障」、第7章「雇用の促進」、81-103頁、放送大学教育振興会(2009年)
- ⑤ 大曾根 寛ほか編著『社会保障法のプロブレマティク-対立軸と展望』、「社会保障の理念と実態-小泉政権期における社会保障実態の崩壊過程」3-25頁、法律文化社(2008年)
- ⑥ 大曾根 寛編著『ライフステージ 社会福祉法-いまの福祉を批判的に考える』、「プロローグ」1-5頁、「エピローグ」、231-236頁、法律文化社(2008年)
- ⑦ 大曾根 寛編著『社会福祉における権利擁護』、第1章「社会福祉と基本的人権」、11-28頁、第2章「現代社会にみる権利侵害の実態」第3章「社会・経済の構造変動と権利擁護」、29-69頁、第5章「福祉契約」、第6章「社会的後見」、86-123頁、第15章「課題と展望」、258-274頁 放送大学教育振興会(2008年)
- ⑧ 報告書の作成  
名古屋市社会福祉協議会 第三者後見研究会『第三者後見研究会報告書』名古屋市社会福祉協議会 第三者後見研究会、委員長、大曾根 寛、(2008年10月)

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大曾根 寛 (OHSONE HIROSHI)

放送大学・教養学部・教授

研究者番号：40203781